

# 宮代町地域子育てサロン事業補助金のご案内

宮代町では、子育て中の方が孤立しないように、気軽に集まることができ、ほっとできる時間を持てる場所を提供するため、身近な店舗や集会所等を利用し、子育てサロンを実施するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

※子育てサロンとは、子育て中の方が気軽に集まれる交流の場のことをいいます。

## 補助金額

### ★会場や施設の使用料

※参加費の有無によって使用料が変わる施設があります。ご注意ください

### ★サロンで使う消耗品

### ★講師や保育ボランティアなどへの謝金

### ★保険料

イベントなど

### ★そのほか活動するうえで必要とされるもの

1つの申請につき  
**10,000円**まで

- (1) 申請は先着順です。ただし、年度新規申請の方は優先で考慮します。補助金が上限に達し次第終了となります。  
(2) 飲食を伴う場合は参加費から出してください。

## 子育て応援隊

※子育て応援隊とは、資格や特技を活かして子育て中の方をサポートし、子育てサロンを運営するもののことをいいます。事前登録が必要です。

## 補助対象事業

- (1) 子育てサロン1開催あたりおおむね3人以上の参加者があること。  
(2) 子育てサロン1開催あたり1時間以上実施すること。  
(3) 宮代町内で開催し、子育て中の方が自由に参加できること。  
(4) 店舗や集会所等を利用して子育てサロンを運営すること。※子育てひろばは使用不可  
(5) 政治や宗教又は営利活動を目的としないこと。

### ◆問い合わせ先◆ 8番窓口

宮代町子育て支援課こども笑顔担当 電話0480-34-1111(内線324)  
メールアドレス kodomoegao@town.miyashiro.saitama.jp

＼宮代町子育て応援サイト／



# 申請手続きの流れ

## 子育て応援隊に登録

窓口で面談の上、子育て応援隊登録を行ってください。

## 補助金交付申請書の提出

宮代町地域子育てサロン事業補助金交付申請書（様式第1号）に**企画書**、**収支予算書**を添付して提出してください。実績報告で収支予算書の金額が上回る場合、差額のお支払いはしません。

## 補助金交付決定通知

申請内容が適当と認められると、町から補助金交付決定通知書を発行します。

## 補助金請求書の提出

交付決定通知を受けたら、速やかに宮代町地域子育てサロン事業補助金交付請求書（様式第5号）を提出してください。

## 補助金交付

補助金を交付します（概算払い）請求書の提出から補助金の交付まで2～4週間前後かかります。

## ホームページ、SNS掲載

町公式ホームページ、SNSへ参加者募集等の記事掲載を行います。**広報に掲載する場合は開催月の2か月前の末日までに原稿と写真をメールで提出**してください。

## 参加者募集、受付

参加者の募集、受付を行ってください。

## 備品貸出

町で貸出可能なものは事前に借用希望を出してください。日程によっては貸出ができない場合があります。

## 子育てサロン開催

**参加者人数、アンケート、写真の記録**を行ってください。

## 補助金実績報告書の提出

サロン実施後**30日以内**に、宮代町地域子育てサロン事業補助金実績報告書（様式第6号）に**収支決算書、領収書の写し、実施レポート、写真**を提出してください。

## 補助金確定通知

実績報告が交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金確定通知を発行します。確定額が交付額を下回る場合、その差額を返還してください。

## 申請にあたっての注意点

- ・参加費を徴収する場合、実費経費に充てるものとし、開催にかかる費用（補助対象経費）から差し引きます。
- ・領収書の写し又は受領書等の提出がない場合、補助対象となりません。
- ・ご不明な点は事前にご相談の上、申請を行ってください。